

# 高千穂高等学校ICTまちづくりLABO管理・運営規則

## 1 趣旨・目的

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO(以下「LABO」という。)は、ICTを活用したまちづくりの拠点と位置づけ、世界農業遺産(GIAHS)に認定された高千穂郷・椎葉山地域の豊かな地域資源を活用し、地元で学び・働き続けられる環境を確保するとともに、未来を担う「西臼杵人」育成を目的としている。その目的に沿った管理運営に関し必要な事項を定める。

## 2 管理・運営主体

LABOの管理・運営は、学校運営協議会や魅力向上推進委員会の助言のもと進路指導部が行う。

## 3 管理・運営方法

- (1)進路指導部は、LABOに管理人を置く。
- (2)管理人は原則、魅力向上コーディネーターが勤め、不在の場合は進路指導部員が代行する。
- (3)管理人は、次の業務を行う。

1 施設の防火、設備の盗難防止、その他施設・設備の適正な管理

2 LABO予約管理

3 LABOの広報活動

4 その他LABOの管理・運営に必要な事項

## 4 休館日

休館日は、次のとおりとする。

- (1)学校閉庁日、年末年始の休暇(12月29日から1月3日)
- (2)自然災害等により利用させることが困難な日
- (3)学校の行事等により利用させることが適当でない日(高校入試期間等)
- (4)(2)及び(3)を除き、高校が利用する場合又は管理人がいる場合若しくは高校の職員が責任者となって適正な管理を行う場合は、利用可能とする。

## 5 運営時間

運営時間は、次のとおりとする。

- (1)平日は、8時30分から20時とする。
- (2)週休日(土曜日及び日曜日又は土曜日若しくは日曜日を出校日とした場合の振り替えた日)及び休日は、9時から17時までとする。
- (3)管理人がいる場合又は高校の職員が責任者となって適正な管理を行う場合は、上記以外の時間についても利用可能とする。

## 6 利用

(1)利用可能者は次のとおりとする。

- 1 高千穂高校の授業・活動として利用する職員・生徒
- 2 西臼杵郡3町の町民
- 3 西臼杵郡内の行政、学校等(保育園、幼稚園、小・中・中等教育学校 以下同じ。)、各種団体、事業所、施設等の勤務者及び利用者
- 4 高校と連携している大学や各種団体
- 5 1～4の者が利用する際に関係する者

(2)利用形態は教育活動又は地域の振興・地方創生に寄与する活動とする。なお、嗜好的行為、公序良俗に反する行為は、利用を認めない。

(3)利用規約は、別に定める。

(4)次の場合は、利用を制限する。

- 1 利用者が感染症と認められ、又は疑われた場合
- 2 高校において感染症の感染者が発生した場合
- 3 緊急事態宣言等により休校し、又は利用を制限した場合
- 4 利用者が暴力団等反社会的勢力に該当し、又は反社会的組織と関係している場合
- 5 その他利用規約の利用者遵守事項に違反する行為をした場合

付則

この規則は、令和4年7月6日より施行する。

改訂

令和6年4月1日改訂。